

令和5年度

第1回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉県農業委員会総会議事録

令和5年4月13日、千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和5年度第1回千葉県農業委員会総会を千葉県役所2階XL会議室201・202に招集した。

＜会議に付した議案＞

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	9件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	1件
議案第5号	千葉県農用地利用集積計画（案）の決定について	10件
議案第6号	令和5年度最適化活動の目標設定等について	

報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	3件
報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	9件
報告第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	39件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	2件
報告第5号	農地法第5条の規定による許可処分の取消願について	1件
報告第5号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	34件

<出席委員> (17名)

1 番 小 川 友 安
3 番 深 谷 耕 司
5 番 清 宮 惠理子
7 番 長谷川 秀 明
9 番 長谷部 衡 平
11 番 秋 庭 重 樹
13 番 猪 野 桃 夫
15 番 石 井 一 也
17 番 高 橋 芳 和

2 番 浅 川 政 明
4 番 齊 藤 元 治
6 番 槁 本 泉
8 番 横 山 清 亮
10 番 中 村 浩 道
12 番 佐々木 貴 史
14 番 齊 藤 憲 次
16 番 市 原 律 子

<事務局説明員>

事 務 局 長 渡 部 義 憲
次 長 補 佐 齋 藤 聡 子
農地保全班長 原 田 賢 一
農地指導班長 森 末 豪

次 長 中 田 照 子
農地活用班長 佐々木 聡 子
農地審査班長 高 山 智 裕

	開 会 （ 午前 1 0 時 0 0 分 ） 議長 (長谷部会長) ただいまより、令和 5 年度第 1 回千葉市農業委員会総会を開会いたします。 お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。 本日の出席委員は、17 人中 17 人で総会は成立しております。 まず、齊藤 憲次 委員、高橋 芳和委員のご両名に、県知事から国有財産管理人の委嘱状が届いていますので、議事に先立ちまして、私より伝達を行います。 それでは、国有財産管理人の委嘱状伝達式を行います。 齊藤憲次委員、高橋芳和委員、前へお進みください。 ———委嘱状伝達——— それでは、議事に入ります。 はじめに、日程第 1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。 議席番号 11番 秋庭 重樹 委員 議席番号 12番 佐々木 貴史 委員 のご両名にお願いいたします。 続きまして、日程第 2 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事前審査第 2 班班長、ご説明をお願いします。
事前審査第 2 班 (横山班長)	ご説明いたします。 議案書 1 ページをご覧ください。 はじめに第 1 項です。 お手元の資料 1 ページから 6 ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります東京都港区に本店の所在する法人が、義務者であります稲毛区稲毛 3 丁目に在住の方が所有する若葉区野呂町の農地を、新規就農のため、賃借権を設定するものです。 面接した権利者によりますと、農業従事者は、作物について、研究、栽培していた実績があり、将来においては、規模拡大を視野に

事前審査第2班 (横山班長)	入れて取り組みたいとのことです。 申請地の取得後の作目は、さつまいも、ステビアを予定しております。 つぎに第2項です。 お手元の資料7ページから12ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります美浜区打瀬1丁目に在住の方が、義務者であります市原市山田に在住の方が所有する緑区土気町の農地を、新規就農のため、所有権の移転をするものです。 面接した権利者によりますと、農業従事者は、民間の農業学校で研修を受けております。 将来においては、規模拡大を視野に入れて取り組みたいとのことです。 申請地の取得後の作目は、ネギを予定しております。 議案書の2ページをご覧ください。 つぎに第3項です。 お手元の資料13ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります若葉区千城台西1丁目に在住の方が、義務者であります若葉区都賀2丁目に在住の方が所有する若葉区貝塚町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。 申請地の取得後の作目は、オリーブを予定しております。 つぎに第4項です。 お手元の資料14ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります若葉区古泉町に在住の方が、義務者であります若葉区下田町に在住の方が所有する若葉区古泉町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。 申請地の取得後の作目は、菜の花、梅、ほうれんそうを予定しております。 議案書3ページをご覧ください。 つぎに第5項です。 お手元の資料15ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります緑区高田町に主たる事務所の所在する法人が、義務者であります花見川区幕張本郷5丁目に在住の方が所有する緑区高田町の農地を、福祉事業の用に供するため、所有権
---------------------------	--

事前審査第2班 (横山班長)	の移転をするものです。 権利者は、緑区高田町で第二種社会福祉事業である生活介護事業を営んでおり、その事業の用に供するために農地を取得するものであるため、農地法第3条第2項但し書き、および、農地法施行令第2条第1項ハに規定する農地の権利移動の不許可の例外にあたるものです。 申請地の取得後の作目は、きゅうり、いんげんなどを予定しております 事前審査第2班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。
橋本委員	まず1項のところで、作目がステビアとなっていますが、ステビアは甘味料で砂糖みたいなものだと聞きました。新規就農の方が作るにあたってステビアはふさわしいものなのか、県内や他県で作られている例があるのかお聞きしたい。
事務局	ステビアはおっしゃるとおり甘味料のもとでハーブの一種であります。それを加工して甘味成分を抽出して飲料等に使用するものです。県内及び近県の状況を調べましたが、国内で栽培しているところがあまり見られません。こちらの法人の取締役の方がステビアの研究者ということで、その方が栽培し販売先についても繋がりがああるということです。
橋本委員	了解しました。
清宮委員	1項の資料の2ページに申請時の農業経営の状況というところに、外国で米を作っているということになっていますが、だれが耕

清宮委員	作しているのですか。
事務局	こちらの会社と現地の法人が合弁会社を作って、その現地社員が作っています。
清宮委員	ステビアの販売先が記載され750万となっていますが、確実に買っていただけることになっていますか。
事務局	生産が始まったわけではないので、契約書も交わしておらず見込みのものとなっています。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたします。 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 それでは、事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。
事前審査第2班 (横山班長)	ご説明いたします。 議案書4ページをご覧ください。 第1項です。 お手元の資料16ページをご参照ください。 本案件は、貸資材置場用地とするものです。 申請土地は、JR土気駅から東に約900メートルに位置する農地です。 農地区分は、駅から1キロメートル以内の農地であることから第2種農地と判断しました。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。 事前審査第2班としましては、農地法上の許可基準であります、立

事前審査第2班 (横山班長)	地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をお願いします。
佐々木委員	所要金額が7万7千円となっていますが、面積的にも広く柵も買ったりすると足りないと思われます。どこまで整備するのでしょうか。
事務局	金額は草刈りの費用だけで、柵はすでに現地にあり、砂利も敷くわけではなくパレットを敷いて資材を置くようで草刈り以外に手を加えるものではありません。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第2号について、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第2号については許可と決定いたします。 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。
事前審査第2班 (横山班長)	ご説明いたします。 議案第3号ですが、第1項～第7項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。 議案書5ページをご覧ください。 はじめに第1項です。

事前審査第2班 (横山班長)	本案件は、第6項までと一体案件ですので、一括して、ご説明いたします。 お手元の資料17ページから21ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書、融資証明書を添付しております。 本案件は、駐車場用地とするため、所有権を移転するものです。 申請土地は、千葉北インターチェンジから北東に約2キロメートルに位置する農地です。 農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。 被害防除については、ブロック、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。 議案書の9ページをご覧ください。 つぎに第7項です。 お手元の資料22ページから25ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。 本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権を移転するものです。 申請土地は、千葉東金道路山田インターチェンジから南に約1.6キロメートルに位置する農地です。 農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。 被害防除については、フェンスを設置し、周囲への影響を防止します。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。 次に第8項です。 お手元の資料26ページをご参照ください。 本案件は、車両置場用地とするため、所有権を移転するものです。 申請土地は、千葉東金道路中野インターチェンジから南西に約30
---------------------------	--

事前審査第2班 (横山班長)	0メートルに位置する農地です。 農地区分は、概ね300メートル以内にインターチェンジがあることから、第3種農地と判断しました。 被害防除については、フェンスを設置し、周囲への影響を防止します。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。 議案書の10ページをご覧ください。 次に第9項です。 お手元の資料27ページをご参照ください。 本案件は、資材・車両置場用地とするため、所有権を移転するものです。 申請土地は、J R 菅田駅から北西に約1.1キロメートルに位置する農地です。 農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。 被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。 事前審査第2班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。
橋本委員	9ページの第7項について、第2種農地との説明がありましたが市街地から500メートル以内で10ヘクタール未満のものとうことですが資料の22ページをみると市街地が見当たらないのですが。
事務局	地図が分かりにくくなっておりまして東側が大網白里市の季美の森があり、そこから500メートル以内となっています。

橋本委員	わかりました。他市の市街地も含まれるのですね。 もう1点、議案書10ページで、地目が田で第2種農地ということですが、田を資材置場にするには何かしら改良しないと資材置場として使えないのではないかと。その場合1メートル未満の盛土等して軽微な農地改良の申請が必要になるかと思いますが、今回該当しますか。
事務局	登記地目が田ではありますが、畑として使われ、その後保全管理されていました。道路高と同じ高さになっていまして、土を入れるような状況ではありませんでした。
清宮委員	8項の場所について、既存施設と申請地の現状を教えてください。周辺に処分場のようなものがたくさんあり、申請地のところもすでに車が置かれていたりしていたこともあったので現況と既存施設の運営がきちんとしているのか。
事務局	現地は過去に車両が違法に置かれていたこともあったが、すでに撤去され耕作できるような状態に復旧されています。既存施設は自動車修理、販売業といった形態となっています。
清宮委員	申請地に車両が置かれていたことと、今回の申請者は関係はありませんか。
事務局	関係性については確認できていません。
清宮委員	要望ではありますが、確認していただいてもし同じ者であれば、法的に問題なくとも信頼性に欠けるということになるのではないかなと思います。
事務局	確認いたします。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第3号について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第 3 号については許可と決定いたします。 次に、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について(一時転用)」を上程いたします。 事前審査第 2 班班長、ご説明願います。
事前審査第 2 班 (横山班長)	ご説明いたします。 議案書の 11 ページをご覧ください。 併せて、資料の 28 ページから 30 ページの位置図、公図、土地利用計画図をご覧ください。 本件は、権利者である東金市に所在を置く法人が、申請地である若葉区小間子町の畑一部について、林地で行う特定事業に伴って、現在傾斜になっている部分を埋立てし、耕作に適した農地にしたいというものです。 搬入土は、林地特定事業区域内の山林の山砂を利用します。 施設の概要としましては、総事業面積は 9,262 平方メートルです。 内訳として、農地は、946 平方メートル、山林が、8,316 平方メートルです。 排水については、雨水は自然浸透で処理し、被害防除対策としては、小堰堤と 30 度以下で法面を施工し、隣地への雨水流出を防ぎます。 また、法面部分については、クローバーを吹き付けし、安全を確保します。 一時転用期間は、許可日から令和 8 年 3 月 31 日までです。 他法令関係につきましては、「千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」に該当し、現在手続き中です。 事前審査第 2 班といたしましては、特に問題ないものと判断し、議案第 4 号を、許可相当と意見決定いたしました。

事前審査第2班 (横山班長)	説明は以上でございます
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。
橋本委員	調整池は作られるのかどうか、林地開発の方かかもしれませんが、わかれば教えてください。
事務局	資料の図面には記載されていませんが、図面の上側方角でいうと西側になりますが、林地開発部分ですがそちらに浸透池を造る計画となっています。
橋本委員	農業委員会事務局ではなく、どちらの部署が担当になりますか。
事務局	産業廃棄物指導課になります。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第4号は、許可と決定いたします。 次に、議案第5号「千葉県農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたしますが、第1項については、農業委員会等に関する法律第31条により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができない旨規定されていることから、関係委員にご退室いただいた上で、審議、採決します。 それでは、第1項の関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。

	——— 関係委員退室 ———
事前審査第2班 (横山班長)	それでは初めに、第1項について、事前審査第2班班長、説明をお願いします。 ご説明いたします。 議案書の12ページをご覧ください。 本案件は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第2項の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。 第1項は、若葉区下田町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積4,178平方メートルを同町在住の農家の方に所有権を移転するもので、権利者の作付品目は「ネギ」です。 本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。 事前審査第2班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。 質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。
議長	——— 挙 手 ———
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、第1項については、原案どおり決定いたします。

議長 (長谷部会長)	それでは、関係委員にご入室いただきます。 ——— 関係委員入室 ———
議長 (長谷部会長)	それでは次に、第２項から第１０項について、事前審査第２班班長、説明をお願いします。
事前審査第２班 (横山班長)	ご説明いたします。 議案書の１２ページをご覧ください。 第２項は、緑区板倉町在住の方が所有する同区大椎町の畑２筆、合計面積１，４００平方メートルを同区大木戸町在住の農家の方に所有権を移転するもので、権利者の作付品目は「大根、大和芋、人参」です。 次に１３ページをご覧ください。 第３項は、若葉区御成台所在の 農地所有適格法人が、同区更科町在住の方が所有する同町の畑２筆、合計面積１１，１１３平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は６年、権利者の作付品目は「人参、大根」です。 第４項は、若葉区桜木在住の農家の方が、同区加曽利町在住の方、他１名が所有する同町の畑４筆、合計面積３，５６２平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は１０年、権利者の作付品目は「イチゴ、オクラなど」です。 次に１４ページをご覧ください。 第５項は、緑区東山科町在住の農家の方が、若葉区富田町在住の方が所有する同町の畑１筆、面積３，０００平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は６年、権利者の作付品目は「人参、落花生、さつまいも」です。 第６項は、緑区富岡町在住の農家の方が、同区鎌取町在住の方が所有する同区富岡町の田２筆、合計面積１，７１８平方メートルに使用貸借権を新たに設定するもので、設定期間は３年、権利者の作付品目は「水稻」です。 次に１５ページをご覧ください。 第７項以降は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件で、全ての案件が一括方式です。

事前審査第2班 (横山班長)	第7項は、花見川区さつきが丘在住の農家の方が、同区横橋町在住の方が所有する同町の田1筆、面積2,012平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「キャベツ、ピーマン、大豆、小麦」です。 第8項は、資料の31ページをあわせてご覧ください。 緑区おゆみ野南在住の新規就農希望者が、同区板倉町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積8,265平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「人参、ショウガ、落花生」です 権利者は、令和元年4月から市内の農園に勤め、野菜栽培の技術・知識を習得しました。 本年2月には、農政センターにおいて就農準備会を開催し、千葉県千葉農業事務所、千葉みらい農業協同組合、市関係各課の職員により、就農計画について審査したところです。 売り先は、千葉みらい農業協同組合や仲買業者などを予定しています。 次に16ページをご覧ください。 第9項は、大網白里市金谷郷在住の農家の方が、稲毛区園生町在住の方が所有する緑区下大和田町の畑1筆、面積3,183平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「落花生」です。 第10項は、花見川区畑町所在の農地所有適格法人が、同町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積3,000平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「小松菜、ほうれん草、ネギ」です。 第1項から第10項の合計面積は、41,431平方メートルです。 本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。 事前審査第2班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
---------------------------	---

議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。
清宮委員	8項で資料の32ページに借入地の現状に板倉町の申請地以外も書かれているが、今後借りる予定なのでしょうか。
事務局	他の農地が少し荒れているので、整備後申請が上がってくることになります。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙 手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、第2項から第10項についても、原案どおり決定いたします。 次に、議案6号「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」を上程いたします。 事務局より説明願います。
事務局	別冊の議案書1ページをご覧ください。 「議案第6号 最適化活動の目標の設定等について」についてですが、農業委員会における令和5年度の目標及びその達成に向けた活動計画を定めようとするものです。なお、令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価につきましては、6月委員会でお諮りさせていただく予定です。 例年、前年度の活動の点検・評価と当該年度の目標設定を6月総会でお諮りしていましたが、令和4年2月2日付け農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について(局長通知)」及び令和4年2月25日付け農林水産省農地政策課長通知(課長通知)に基づき、農業委員会は、毎年度、最適化活動に係る目

事務局

標を設定し、その翌年度に、目標達成状況の点検・評価を行い、その結果を公表するものとされたため、このような手続きとなりました。

議案書の1ページをお願いします。

別紙様式1「令和5年度最適化活動の目標の設定等」についてご説明いたします。

ローマ数字1の「農業委員会の状況」の、「1の農業委員会の現在の体制」及び「2の農家・農地等の概要」については、記載のとおりです。

次に、2ページをお願いします。ローマ数字2の「最適化活動の目標」です。

「1の最適化活動の成果目標」ですが、(1)農地の集積の①現状及び課題で、管内の農地面積は3,530ヘクタール、これまでの集積面積は569ヘクタール、集積率は16.1%となっています。

また、「課題」は、農地の分散、点在化及び遊休農地の増加が集約化を阻害しているとしています。

②目標では、農地の集積の目標年度を令和6年度とし、集積率を48%としました。今年度の新規集積面積を563ヘクタール、今年度末の集積面積を1,132ヘクタールとし、農地面積が3,530ヘクタールであることから、今年度末の集積率は32.1%としました。

(2)遊休農地の解消の①現状及び課題で、直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況ですが、1号遊休農地面積は4.2ヘクタール、うち緑区分の遊休農地面積は4.2ヘクタールとなっています。うち黄区分の遊休農地面積はありませんでした。②目標で、アの既存遊休農地の解消の、a緑区分の遊休農地の解消は、目標面積を0.8ヘクタールとしました。b黄区分の遊休農地の解消は、設定しません。イの新規発生遊休農地の解消は、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積を0.7ヘクタールとしました。

次に、3ページをお願いします。(3)新規参入の促進です。①現状及び課題のうち上段の現状については、記載のとおりです。その下の課題については「新規参入者が効率的な農業経営をするために必要な一定規模以上の集団化した農地の確保が困難」としています。②目標のうち上段の権利移動面積については、記載のとおりです。その下の新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表

事務局	する農地の面積は、9.1ヘクタールです。 次に、「2の最適化活動の活動目標」についてです。 (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、1人当たりの活動日数を1月当たり6日とし、最適化活動を行う農業委員の人数を14人とし、農地利用最適化推進委員の人数を23人とします。 (2) 活動強化月間の設定目標ですが、活動強化月間の設定回数を3回とします。8月に取組項目②遊休農地の解消で、強化月間の内容が利用状況調査以外の農地パトロール強化月間、11月と2月に取組項目③新規参入の促進で、強化月間の内容が農地の掘り起こし(新規就農者・新規参入法人向け)強化月間として活動します。 (3) 新規参入相談会への参加目標ですが、新規参入相談会への参加回数を1回とします。11月に開催予定の千葉県農林水産就業相談会に1人参加します。なお、この相談会には例年農業経営支援課の担い手育成班の職員が参加しています。相談会の内容については、記載のとおりです。 以上、活動計画は、この総会で決定いただいたのち、千葉県を通じ、関東農政局に報告し、市のホームページで公表することとなっています。 説明は以上です。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事務局の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。
橋本委員	農業委員会の人数が17名で認定農業者が9名、国の規定で半数以上が認定農業者となっているので問題ないが、今回の募集で中立委員というものが出てきていないが、この言葉はどこからきているのですか。
事務局	中立委員については農業委員会法第8条第6項に定められています。募集要項の中には中立委員という具体的な記載はありませんが、法令上定められています。
橋本委員	中立委員の3名は誰が任命するのですか。

事務局	中立委員は現在３名ですが３名でなくとも１名でも可能です。市長から任命されますので他の農業委員と併せ任命されます。
橋本委員	農地の集積率が現在１６．１％で、何年かかかってこの数字になっていますが、今年度の目標の集積率が倍となっています。これは現実的でないですし、またどこの地区の集積を目指しているのですか。
事務局	集積率ですが、県が定める集積目標に準じることとなっていますので、県の目標数値を記載させていただいています。過大な目標数値となっていますが、モデル地区とした下泉地区を手始めに、地域計画策定の取組を進めます。
橋本委員	県の数値に準じなければならないということで、目標でもあるので仕方ないかもしれませんが、地域計画のことも最適化活動の目標にいれることはできなかったのでしょうか。
事務局	定められた様式で記載するものですので、市独自に記載できずこのような形になっています。
深谷委員	農業経営体数の定義を教えてください。また、基幹的農業従事者数も教えてください。また新規参入の促進について、市の経営状況のフォローはどういったものがあるか教えてください。
事務局	経営状況のフォローについてですが、農政センター主催で就農準備会を開催して営農計画を審査した方には農政センターが中心となって就農後も引き続き経営状況を確認してフォローする仕組みになっています。
事務局	農業経営体数は総農家数の内数で、経営耕地面積が３０アール以上などの条件があるもので、基幹的農業従事者数は、基幹的に農業を営んでいる者の数です。
横山委員	新規参入に関して、下限面積の撤廃に伴う申請、相談があるかどうか。また、小規模な新規参入に対して支援する施策はあるかどうか伺

横山委員	います。
事務局	下限面積の撤廃については、数件相談があります。法人についても相談がありましたが、具体的なものについてはまだありません。 3月31日に農業基本計画を策定し、下限面積については触れていませんが、昔でいう兼業とは違った、主業がサラリーマンで、土日だけ農業を行うような者も含めて、担い手のすそ野を広げる取組として検討していきます。家庭菜園より広めな農業を国も支援していくということで、市としても同様に支援していきます。
横山委員	現段階では具体的な支援はまだ決まっていないのですかね。
事務局	農政部としては、農業基本計画の中にアクションプランといった具体的なものは含まれていませんが、方向性は打ち出してあるので今後生み出していく形になるのではないかなと思います。5年計画なので、次の5年の時には世の中の流れにあわせ計画していくものとなります。
秋庭委員	中立委員は、極端な場合5名や6名でもいいのですか。
事務局	その場合、認定農業者の半数要件等が問題になるので、あまり増やすことはできません。
秋庭委員	認定農業者ではないものでも委員になりたいものはいると思うが、農業委員の体制は今後も同じ体制で続けていくのですか。
事務局	農業委員数17名の要件が定められており、認定農業者が過半数いること、中立委員、女性、40代以下の若手がいること等あるが、認定農業者でなくても現在でも委員になっている方もおられるので意欲のある方はやっていただきたい。
秋庭委員	人数構成等はいえられるのでしょうか。
事務局	農業委員については条例で定められているので、変更は何らかの国

事務局	からの方針がないと変えられないと思います。
秋庭委員	先ほどもありましたが、農地集積の目標の４８％という数字を出すのはいいが、どのように目標を達成していくのか聞きたい。
事務局	地域計画策定の取組を進めていきます。
議長 (長谷部会長)	先ほど事務局長のお話にもありましたが、下限面積の撤廃や従事日数の緩和もありこの５年で新規参入者も増え大きく変わっていくと思うので、みなさんも考えていただければと思います。 意見も多く出たので、採決いたします。 議案第６号については、原案どおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。
議場	——— 挙 手 ———
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第６号は、原案どおり決定といたします。 以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第１号から第６号までを一括して上程いたします。 事務局より説明願います。
事務局	報告案件について、ご説明いたします。 議案書の１８ページをご覧ください。 報告第１号「農地法第３条の３の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、３件ございました。 添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。 議案書の１９ページをご覧ください。 報告第２号「農地法第４条第１項第８号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので議案書の２０ページまでに９件ございました。 内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め

事務局	完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。 議案書の 21 ページをご覧ください。 報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の 26 ページまでに 39 件ございました。 内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。 議案書の 27 ページをご覧ください。 報告第 4 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、2 件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。 議案書の 28 ページをご覧ください。 報告第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願について」は、許可処分を受けた当事者が当該許可処分の取消を受けようとするもので 1 件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、取消許可指令書を交付いたしました。 議案書の 29 ページをご覧ください。 報告第 6 号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、30 ページまでに 34 件ございました。 申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。 報告案件は以上です。
議長 (長谷部会長)	ただいまの報告第 1 号から第 6 号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。
橋本委員	報告第 6 号について、下大和田町に地目変更が集中していますが、何か開発事業と関連しているのですか。
事務局	こちらでは把握しておりません。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようです。 これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じ

議長 (長谷部会長)	ます。 以上をもちまして、令和５年度第１回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。 委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。 閉　　会　　（午前１１時３４分）
-----------------------	---